

議案第16号

三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特定教育・保育施設等との連携） 第42条 略 2・3 略 4 町長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1）町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事</u>	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条 略 2・3 略 4 町長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>

<u>業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> <u>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 5 前項（<u>第2号に係る部分に限る。</u>）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略	5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略
---	--

（三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第5条 略 2・3 略 4 町長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による</u>	（保育所等との連携） 第5条 略 2・3 略 4 町長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>

<u>保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> <u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 (居宅訪問型保育事業) 第36条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は<u>保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等</u>、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育 (5) 略	5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 (居宅訪問型保育事業) 第36条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育 (5) 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。